

銚子市ゼロカーボンビジョン改定支援業務 仕様書

1 業務の目的

銚子市は、令和3年2月、「ゼロカーボンシティ銚子」を表明し、令和5年3月に「銚子市ゼロカーボンビジョン」を策定した。2050年までの脱炭素社会を実現するため、銚子市の風の強さや日射量の多さといった地域の自然特性を活かした実効性の高い再エネ導入目標の設定、脱炭素社会の構築につながる取組、シナリオなどを盛り込んだところである。

2050年の脱炭素社会の実現に向け、計画の実効性・効果を強化していくため、内容が共通する他の計画と一体的に策定することが望ましいことから、ゼロカーボンビジョンを改定し、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地球温暖化対策実行計画（事務事業編）と地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を包含した計画を策定する。

2 業務の対象区域

千葉県銚子市域

3 適用範囲

本仕様書は、本市が行う銚子市ゼロカーボンビジョン改定支援業務（以下、「本業務という。」）に適用する。

4 業務の内容

上記の目的を達成するため、以下の（1）から（8）までの業務を実施すること。

その際に、「地域脱炭素ロードマップ（令和3年6月9日、国・地方脱炭素実現会議）」、「地球温暖化対策の推進に関する法律」、「地球温暖化対策計画」、「エネルギー基本計画」の内容を踏まえるとともに、本市の総合計画や関連する個別計画等との整合性を十分に図ること。

（1）基礎情報の収集及び現状分析

本市の自然的・経済的・社会的条件を踏まえた区域内の温室効果ガス、再エネの導入及び温室効果ガス削減のための取組に関する基礎情報の収集及び現状分析を行うこと。併せて、本市のエネルギー消費量、再エネ導入量、再エネ導入ポテンシャルを把握・分析し、再エネの導入に当たっての課題や条件を整理すること。

（2）温室効果ガス排出量の推計・分析

エネルギー起源CO₂及びエネルギー起源CO₂以外の温室効果ガス排出量について、推計・分析を行うこと。なお、推計に当たっては、環境省の「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」及び「地方公共団体における長期の脱炭素シナリオ作成方法とその実現方策に係る参考資料」で示されている考え方を参考にすること。

（3）市域における地球温暖化対策の検討

本市の地球温暖化対策の実施状況や本市の施策に対するニーズ等を把握するため、市民、事業者を対象にアンケート調査を実施すること。アンケート調査の実施には、調査票の作成、回収調査票の入力・集計、分析及び報告書の作成を含むものとする。なお、アンケー

ト調査票の発送・回収は受託者が行う。調査対象は、市民1,000人、企業300事業所を予定しており、調査対象者の選定は委託者が行う。合わせて、再エネ導入目標及び脱炭素に資する目標を設定し、その目標達成に向け、短期的に導入を拡大するための実効性の高い取組や施策、中期的に課題を解決しながら推進していく取組や施策を検討・提案しロードマップを作成すること。

目標については、地球温暖化対策計画の目標（2030年度に2013年度から46%削減）にとどまらない水準とし、民生部門やその他の部門・分野について、地球温暖化対策計画の目標・目安を踏まえ、最大限の水準で設定すること。

(4) 市の事務事業における地球温暖化対策の検討

銚子市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（平成31年3月策定）における対象施設の温室効果ガス排出量等について、改定に向けたデータ収集・整理を行うとともに、庁内アンケートを実施すること。また、収集したデータ等を基に計画の中間評価を行い、目標値等の計画の見直しを行うこと。

なお、目標については、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（政府実行計画：令和3年10月22日閣議決定）の目標（2013年度を基準として、2030年度までに50%削減）以上とする。

(5) 計画の推進体制、進捗管理方法等の検討

本計画に示される施策及び取組を推進するにあたっての推進体制の構築のための提案を行う。また、本計画の取組を効果的・効率的に進めるための進捗管理方法及び進捗状況の公表方法について提案すること。

(6) 会議等の開催支援

計画の策定にかかる合意形成のため、庁内組織である銚子市ゼロカーボンシティ推進会議を2回程度、地域関係者等で組織する外部組織の銚子市ゼロカーボンシティ推進協議会の会議を3回程度開催すること。会議の開催にあたっては、開催内容の企画立案補助、資料の作成・印刷、会議への出席、資料の説明、議事録の作成等を行うこと。

(7) 計画の策定

(1)～(6)を踏まえ、ゼロカーボンビジョン（素案）をまとめること。また、ゼロカーボンビジョン（素案）に対するパブリックコメントを実施するにあたり、意見の整理や対応案の作成などの支援を行うこと。

(8) 協議・打合せ

業務に必要な協議は、銚子市役所において行う。ただし、軽易なものはオンライン会議システム等を活用して実施することができる。

また、業務を適正かつ円滑に実施するため、十分な連絡・調整を行い、協議・打合せ内容について、受託者が速やかに打合せ記録を作成し、提出すること。

5 成果品の提出

本業務の成果品は以下のとおりとする。本業務における成果はすべて銚子市に帰属するものとし、承諾を受けずに複製することや他への公表、貸与をしてはならない。

また、成果品についてはビジョン（本編）及びビジョン（概要版）の内容が正確かつ容易に

市民や市職員に伝わるよう、デザインやレイアウト、図説等の工夫を行うこと。

なお、本業務が完了した後においても、受託者の責めに帰すべき理由により成果品に不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正、補足その他の措置を講ずるものとするものとし、これに要する経費は受託者が負担する。

(1) 銚子市ゼロカーボンビジョン（本編）

（A 4 版、PDF版及びMicrosoft office形式、フルカラー、30部）

(2) 銚子市ゼロカーボンビジョン（概要版）

（A 4 版、PDF版及びMicrosoft office形式、フルカラー、100部）

(3) 業務報告書一式

(4) その他ビジョン策定に係る関係書類及び各種会議等の運営記録一式

(5) 上記成果品関連の電子データ一式（PDF版及びMicrosoft office形式）

6 その他留意事項

本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、本市との協議により決定すること。